

# 受理父母未就業家庭育兒津貼注意事項

壹、補助對象：2歲以下之兒童

貳、準備資料：

一、雙親家庭：

- (一) 戶口名簿
- (二) 父母親雙方之印章
- (三) 父母親一方之郵局存摺影本
- (四) 申請人一方需未就業

二、單親家庭：

(一) 共同監護：

- (1) 戶籍謄本 (三個月內)
- (2) 父母親雙方之印章或實際照顧兒童一方之印章及無法取得另一方印章之切結書
- (3) 實際照顧兒童一方之父或母郵局存摺影本
- (4) 申請人需未就業

(二) 單方監護：

- (1) 戶籍謄本 (三個月內)
- (2) 具監護權一方提出申請時之印章 (倘由無監護權之一方提出申請時需填寫無法取得另一方印章之切結書)
- (3) 具監護權一方或實際扶養兒童一方之父或母郵局存摺影本
- (4) 申請人需未就業

(三) 隔代教養：需父母均失蹤或判刑一年以上且正在服刑中，若父母離婚後始失蹤或判刑，則回歸(一)、(二)之情形，需附相關證明文件

- (1) 祖父母一方申請，申請之祖父或祖母需未就業
- (2) 戶籍謄本 (三個月內)
- (3) 申請之祖父或祖母雙方之印章
- (4) 申請之祖父或祖母郵局存摺影本

(四) 未婚生子之婦女：倘經生父認領則回歸上述第二點辦理

- (1) 戶籍謄本 (三個月內)
- (2) 未婚生子之婦女之印章
- (3) 未婚生子之婦女之郵局存摺影本
- (4) 申請人需未就業

**未就業之定義：**

(一) 未參加勞工就業保險：

(二) 經稅捐處核之最近一年薪資及執行業務所得 (稿費除外) 二項合計，未達本年度每月基本工資乘以 12 個月之金額 (19047×12=228564 元)。

(三) 本案僅請里辦公處協助受理收件 (依上述條件)，其他是否已申請直嬰津貼、公費收容、未就業……，則由社會課輸入電腦後由內政部系統自行查證。